

諮詢庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮詢日：令和2年1月29日（令和2年（独個）諮詢第5号）

答申日：令和3年2月22日（令和2年度（独個）答申第30号）

事件名：本人に係る「特定年度学年成績の処理について」等の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、令和元年10月7日付け特定高専総第205号により独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

不訂正処分は「当該訂正請求に理由があると認める」を根拠なく拒否した、法29条違反である。

訂正請求に記した「審査請求人担当の「特定科目」の（略）に不自然な点」及び「審査請求人担当である「特定科目」の（略）に著しい疑義」（以下、まとめて「疑義」と表記）の（略）は訓告書と同じ場所の保有として開示した。即ち「再三の上司からの（略）の説明をうなされているにもかかわらず明解な返答が無く」の（略）である。

「明確な返答」とは疑義に対する返答である。従って、疑義の保有がなくてはならないのは自明である。しかし、疑義の内容を追加する訂正を拒否した。

疑義は職務命令違反として文部科学省に報告している。不訂正処分は事実の裏付けのない偽りを報告したことになる。偽りの報告は真実に訂正しなければならぬのは当然である。従って、諮詢書及び裁決書を文

部科学省に送付することもある。

(2) 意見書

資料、添付資料は別件諮詢事件と同じものを用いる。

嫌がらせを受けたとする特定教員（添付資料3（略））の「私にはわかりません」（添付資料1（略））をわかる情報にして追加すればすべてが終わる。添付資料4（略）には「特定職名」、「特定個人A」の文字が多くある。「特定個人A」氏自身の文書には「審査請求人の姓」の文字が複数ある。特に、「教務委員会からも審査請求人に特定科目の成績の修正版を提出するよう再三働きかけた」と特定個人A氏が審査請求人に働きかけたことになっている。それなのに、いつ、どこで、どのように働きかけたかの具体的な事実は「わかりません」となっている。添付資料1（略）の時点では「特定個人A」氏の文書は添付資料3（略）の「公表できません」であるので見ていない。

「私にはわかりません」を代わりに答えられる教員は特定高専内に多くいる。従って、これらの事実は特定高専に立ち入れば即座に真実情報が得られる。「立ち入り禁止」（添付資料6（略））が「警備上の理由」であれば、立ち入り条件を付ければよい、「想定していない部外者からの調査等」は調査するのは審査請求人自身の保有個人情報である。部外者ではない。保有に全く係っていない特定校長Aが部外者である。部外者が作り上げた想定に当事者がしたが分ければならない理由は何なのか。

「警告文」は未だに不明であるが嫌がらせ行為を受けた特定教員とは特定個人A氏であることは自明である。特定年月については別件諮詢事件の意見に記す。

添付資料3（略）の関係者資料は特定校長Bの「個人の安全、個人情報の保護の観点から公表できません」（添付資料2（略））であり、乙第1号証のたった1回のミスがなければ審査請求人は知ることのなかつた情報である。

第3 詮問庁の説明の要旨

1 これまでの経緯

審査請求人は、元独立行政法人国立高等専門学校機構特定高等専門学校（以下「特定高専」という。）特定学科教員で、特定年度において、特定クラスの特定学科等の授業を担当していた。（略）について、特定高専校長は、審査請求人が提出した（略）に疑問が生じたため、（略）の説明を求めたが、明確な返答をせず、その後も特定高専の信頼を損なう内容のHPの公開、勤務命令に従わない言動、特定高専教員への迷惑行為及び授業妨害行為などを繰り返したため、特定年月日A諭旨解雇処分となり、特定年月日Bをもって解雇された。

審査請求人は、これまで多くの保有個人情報開示請求や懲戒処分の不服申立、損害賠償請求訴訟、個人情報の開示請求に係る不開示決定取消請求訴訟、公表情報の虚偽認定請求訴訟等（別紙1（略））を起こしているがすべて、裁判において敗訴となっている。

これらは、すべて懲戒処分に端を発したものであり、本請求もその一端である。

2 不訂正決定の妥当性

審査請求人は、保有個人情報訂正請求書別紙の訂正請求の趣旨において、「文書1に「特定個人B、特定個人C、特定個人Dの（略）についての「審査請求人担当の「特定科目」の（略）に不自然な点」の具体的な事実を追加する訂正を行う。文書2に「特定個人E、特定個人Fの（略）についての「審査請求人担当である「特定科目」の（略）に著しい疑義」、及び「問題発覚」の具体的な事実を追加する訂正を行う。」との訂正を求め、その理由として、「不自然な点、著しい疑義、問題発覚の具体的な内容の記載がない。」と記載している。しかし、審査請求人から具体的な訂正情報の提示がなかった。また、開示資料は、法5条に違反することなく適正に取得した情報であり、開示した保有個人情報に事実でないと認められる部分はない。このことから、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認められるとき」には該当しないことから、不訂正としたものである。

審査請求人は、審査請求書の趣旨において、「保有個人情報不訂正処分を取り消す。」とし、その理由として、「不訂正処分は「当該訂正請求に理由があると認める」を根拠なく拒否した、法29条違反である。訂正請求に記した「審査請求人担当の「特定科目」の（略）に不自然な点」及び「審査請求人担当である「特定科目」の（略）に著しい疑義」（以下、まとめて「疑義」と表記）の（略）は訓告書と同じ場所の保有として開示した。即ち「再三の上司からの（略）の説明をうながされているにもかかわらず明解な返答が無く」の（略）である。「明確な返答」とは疑義に対する返答である。従って、疑義の保有がなくてはならないのは自明である。しかし、疑義の内容を追加する訂正を拒否した。疑義は職務命令違反として文部科学省に報告している。不訂正処分は事実の裏付けのない偽りを報告したことになる。偽りの報告は真実に訂正しなければならぬのは当然である。従って、諮詢書及び裁決書を文部科学省に送付することもある。」と記載している。しかし、先に保有個人情報の開示決定を行い、その後の訂正請求により、不訂正決定とした文書について、訂正を求める具体的かつ詳細な理由の記載はなかった。

そのため審査請求の内容について2度の補正依頼を行ったが、審査請求人からは、具体的な回答はなく、再補正依頼の回答では、「次の補正依頼

は「事実無根部分」を具体的に提示されるか、「事実無根部分」は新規に保有個人情報開示請求を行えとの教示があるのどちらかである。後者であり、その情報が令和元年12月11日付け保有個人情報開示請求のB2)であるならば、本件の審査請求は一旦取り下げることになる。」との記載があったことから、再度の補正依頼を行っても新たな情報の提供は望めないと判断し、再度の補正依頼を断念した。

先に開示決定した文書は、保有個人情報開示請求内容に基づき処分庁において適切に開示決定したものであり、訂正請求についても、審査請求人から文書についての具体的な訂正情報の提示がなく、また文書は法5条に違反することなく適正に取得した情報であり、事実でないと認められる部分はない。以上のことから、本審査請求は、失当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 令和2年1月29日 | 諮詢の受理 |
| ② 同日 | 諮詢庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月3日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年12月23日 | 審議 |
| ⑤ 令和3年2月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し別途開示決定した本件対象保有個人情報について、別紙の2に掲げる内容の訂正を求めるものであり、処分庁は、本件訂正請求について、訂正をしない決定（原処分）を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めていたが、諮詢庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性（法27条）及び訂正の要否（法29条）について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

本件訂正請求の対象は、審査請求人が法に基づく保有個人情報の開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 訂正請求については、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の記載について、②どのような根拠に基づき当該

部分の記載が事実でないと判断し、③その結果、どのような記載に訂正すべきと考えているのか等について、請求を受けた独立行政法人等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、独立行政法人等に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) 本件訂正請求書に記載された請求の趣旨及び理由は、別紙の2のとおりであり、本件対象保有個人情報について訂正を求めるものと解される。文書1及び文書2には、複数の特定教員が、審査請求人が担当した特定年度の成績評価について、学生からの訴えに基づき教務主事に報告等したとする情報が記録されており、これらが訂正請求の対象となる「事実」に当たらないと認めることはできないが、審査請求人は訂正請求の趣旨として「「審査請求人担当の「特定科目」の（略）に不自然な点」の具体的な事実を追加する訂正を行う」、「審査請求人担当である「特定科目」の（略）に著しい疑惑」及び「問題発覚」の具体的な事実を追加する訂正を行う」等と主張するのみであり、①文書1及び文書2のどの部分の記載が、②どのような根拠により事実に反するのか、③その結果、どのような記載を追加して訂正すべきかについて何ら具体的な主張をしていない。

(3) したがって、本件訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められてないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲

別紙

1 本件対象保有個人情報が記録された文書

文書 1 「特定年月日 D 受け特定年度学年成績等の処理について」

文書 2 「特定年月日 E 特定曜日付け特定年度学生の成績評価に関する問題について」

2 本件訂正請求書に記載された請求の趣旨及び理由

(趣旨)

文書 1 に特定個人 B, 特定個人 C, 特定個人 D の（略）についての「審査請求人担当の「特定科目」の（略）に不自然な点」の具体的な事実を追加する訂正を行う。

文書 2 に特定個人 E, 特定個人 F の（略）についての「審査請求人担当である「特定科目」の（略）に著しい疑義」及び「問題発覚」の具体的な事実を追加する訂正を行う。

(理由)

不自然な点, 著しい疑義, 問題発覚の具体的な内容の記載がない。